

事 務 連 絡  
令和 2 年 5 月 7 日

各障害児通所支援事業所 管理者 様  
各障害児入所施設 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
施設サービス支援課長

緊急事態宣言の延長を踏まえた障害児通所支援事業所及び障害児  
入所施設の対応について

平素より、東京都の障害児・者施策の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意し、各事業所等の運営に努めていただいていることに、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 2 年 4 月 7 日に国から発出された新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が、令和 2 年 5 月 31 日まで延長されることとなりました。

これを受けて、都内の障害児通所支援事業所及び障害児入所施設におかれましては、令和 2 年 4 月 10 日付 2 福保障施第 147 号、同日付事務連絡及び令和 2 年 4 月 16 日付事務連絡でお示ししているとおり、ご対応いただきますよう、宜しく願いいたします。特に放課後等デイサービス事業所及び障害児入所施設におかれましては、令和 2 年 3 月の学校臨時休業の対応から引き続き厳しい状況が続いておりますが、感染防止に留意し、ご対応いただきますよう宜しく願いいたします。

また、緊急事態宣言の延長を受け、令和 2 年 5 月 5 日に東京都教育委員会教育長は、緊急事態宣言の延長に伴う対応について、別添のとおり各学校長及び各区市町村教育委員会宛てに、通知を行いましたので、参考にお知らせいたします。

東京都 福祉保健局 障害者施策推進部  
施設サービス支援課 児童福祉施設担当  
電話 03-5320-4374